

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る  
小浜市国民健康保険税減免取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小浜市国民健康保険税条例（昭和26年小浜市条例第35号）附則第14項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者が納税義務者である世帯の国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免の特例について、必要な事項を定めることを目的とする。

(減免の対象となる世帯)

第2条 保険税の減免の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでのすべてに該当する世帯

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号および第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(減免額の算定)

第3条 保険税の減免額については、別表1で算出した対象保険税額に、別表2に規定した減免割合を乗じて得た額とする。ただし、前条第1号に該当するものおよび、前条第2号のアのうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が事業等を廃止または失業したものについては、対象保険税額のすべてを免除するものとする。

(非自発的失業者の軽減制度との調整)

第4条 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となるものについては、本要綱による給与収入の減少に伴う保険税の軽減措置は行わない。ただし、非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれる場合においては、その限りでない。

(減免措置の対象年度および期間)

第5条 前条の規定による減免は、令和元年度分および令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に、普通徴収の納期限（特別徴収にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されているものとする。なお、資格取得日から14日以内に加入手続きが行われなかったため、令和2年1月分以前の保険税の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険税とする。

（減免の申請）

第6条 保険税の減免を受けようとする者は、減免申請書に必要な書類を添付して申請するものとする。

2 申請者が減免申請書に添付すべき必要な書類を揃えることが困難なときは、申し出により斟酌し、当該書類の提出を省略することができる。

（決定通知）

第7条 減免申請書を受理したときは、申請内容を審査し、減免を決定したときは、国民健康保険税更正（決定）通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（保険料減免の特例）

第8条 減免対象期間中に既に徴収した保険税があり、徴収前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められるときは、遡って減免を行うものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

対象保険税額＝ア×イ／ウ
ア 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
イ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が複数ある場合はその合計額）
ウ 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者および当該世帯に属するすべての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

別表2（第3条関係）

前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2